

社会福祉施設等整備事業配分実施要領

(目的)

第1条 民間社会福祉事業者等への施設整備のための必要経費を配分することにより、社会福祉施設等利用者へのサービス向上に向けた施設整備の推進を図る。

(対象施設)

第2条 配分対象は設立後1年を経過する次の施設とする。

(1) 社会福祉法人が経営する次の施設とする。

生活保護施設

児童福祉施設

母子・父子福祉施設

老人（高齢者）福祉施設

障害者福祉サービス事業所

障害児通所支援事業所

(2) 更生保護法人が経営する施設

(対象事業)

第3条 配分対象の事業は次のとおりとする。

(1) 工事

(2) 備品

(3) 災害復旧

(配分額)

第4条 配分額は次のとおりとする。

(1) 工事 50万円を上限とし、配分率は4分の3とする。

(2) 備品 30万円を上限とし、配分率は4分の3とする。

(3) 災害復旧

建物整備 100万円を上限とし、配分率は4分の3とする。

備品整備 50万円を上限とし、配分率は4分の3とする。

(連年配分)

第5条 連年配分は認めないものとする。

(申請)

第6条 当該事業の申請は、三重県共同募金会に申請書を提出するものとする。

但し、地域に関わるものについては、市町共同募金委員会を經由して本会に申請書を提出するものとする。

(変更申請)

第7条 三重県共同募金会配分要綱（以下、「配分要綱」という。）第12条に規定する変更申請事項は次のとおりとする。

- (1) 事業費または対象経費を20%以上変更する場合
- (2) 事業を中止する場合

(補則)

第8条 三重県共同募金会配分要綱及びこの実施要領に規定のないことについては、別に定める。

附 則

- 1 この要領は平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は令和2年4月1日から施行する。